

春日部市材料検査実施要領（機械設備工事編）

（目的）

第1条 この要領は、春日部市が発注する建築に係る機械設備工事に使用する機器及び材料（以下、「機材」という。）の検査等（以下「材料検査」という。）を適正かつ円滑に実施するため、その手続きや実施方法について、必要事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要領は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標仕」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「改仕」という。）を適用する工事で、監督員が行う材料検査について適用する。

（材料検査の対象）

第3条 材料検査は、春日部市建設工事請負契約約款第13条第2項の規定により、指定された工事材料（工場製品を含む。）について実施する。

（材料検査の方法）

第4条 材料検査の方法は、原則として「標仕第1編 1.4.5 機材の検査等」、「改仕第1編 1.4.5 機材の検査等」の規定によるものとし、設計図書に定めるもののほかは、本要領及び春日部市工事監督要綱によるものとする。

2 前項による第1回目の材料検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、次の条件を満たす場合には、その後は搬入のたびに検査を行う必要はなく、状況に応じて抽出検査とする。

(1) その製造が管理された条件で行われていることが証明書類等で確認できる場合（例えば、J I S表示認定工場で製造された工業製品等。）。

3 第2項において、製造時のばらつきの大い機材については、当初は可能な限り搬入の都度検査を実施し、検査結果の良否に応じて検査の頻度を漸次減少させるか、維持するなどの対応を取る。

4 次に掲げる機材は、抽出検査として検査を省略した場合でも写真、納品書等により搬入数量が確認できるよう受注者に指示する。

(1) 設計図書において使用数量が指定されている機材。

(2) 材料検査の合格をもって部分払請求の対象とできる機材。

5 次に掲げる機材については、可能な限り全数検査とする。

(1) 特注製品ですぐには取替えのきかない機器等。

(2) 大型機器（例 装置の中心となる特注品の冷凍機・ボイラー等）。

(3) 防災機器（例 消火設備、防火ダンパー、防煙ダンパー、安全弁類）。

(4) 特殊機器（例 初めて作られるもの、製作台数が極端に少ないもの）。

(5) 新機種（例 製作開始後間もないもの）。

(6) 取外し困難な機器（例 搬入後に搬入口の無くなるもの）。

（材料検査に伴う試験）

第5条 材料検査に伴う試験は、「標仕第1編 1.4.6 機材の検査に伴う試験」、「改仕第1編 1.4.6 機材の検査に伴う試験」の規定により行う。なお、公的機関の試験所又は信頼

における機関で行われる試験は、監督員の立会いを省略する。

(材料検査請求)

第6条 監督員は、機材の搬入ごとに、受注者から「材料検査請求書」の提出を受ける。なお、材料検査の実施前に次の資料（以下「品質証明資料」）の提出を求める。

- (1) 機材が設計図書に定める品質及び性能に合致していることを証明する資料（品質を証明するJISマーク、JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合することを示す認証機関のマークが表示された機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合を除く。）。

(現場で行う材料検査)

第7条 監督員は、現場に搬入された機材について、その種類ごとに検査を行い、設計図書に定める品質及び性能に合致していることを、品質証明資料により確認する。

- 2 監督員は、受注者から材料検査を省略したいとの申し出があった場合は、製造者の信頼度、見本、カタログ等の提出を求め、十分に内容を検討し、材料検査の省略を承諾する。

(工場等で行う材料検査)

第8条 監督員は、次に掲げる場合、工場等で材料検査を行うものとし、受注者に試験計画書の提出を求め、「工事報告書」に添えて課（所、館、センター）長に報告する。

- (1) 製造工場等、現場以外の場所でなければ設計図書に定める性能等の確認ができない機材（以下は代表的なもの。）。

ア ポンプ類。

イ 空気調和設備工事用機材（ボイラ、冷温水発生機、冷凍機、空気熱源ヒートポンプユニット、送風機、ユニット形空気調和機、全熱交換器等）。

- (2) 次に該当する機材。

ア 新機種。

イ 新技術や特殊な工法、材料を使用したもの。

ウ 製造者に製造実績の少ないもの。

エ その他特に品質確保の必要とされるもの。

- (3) 従前の工事で何らかの不具合が確認された製品又は製造者である場合（過去の工事で完成後1年に満たない期間に不具合の発見された機材である場合等。）。

- (4) 春日部市建設工事低入札価格取扱要綱による調査基準価格を下回る価格で契約した工事の場合。

- (5) 出来高算出のため製造工場等にある工場製品について検査する必要がある場合。

2 監督員は、次に掲げる場合、工場等での材料検査を省略することができる。

- (1) 規格品（公的機関の規格による機材又はこれに準じるもの。）。

- (2) 課（所、館、センター）長の指示により、試験報告書等の確認と搬入時の材料検査のみとする場合。

(工場等で行う材料検査体制)

第9条 工場等で行う材料検査は、原則として複数の人員で行うこととする。なお、受注者から、品質管理に責任を有する者（主任技術者等）の立会いを求めるものとする。

(工場等で行う材料検査結果の報告)

第10条 監督員は、工場等で行う材料検査を完了したときは、その結果を「工事報告書」により、速やかに課（所、館、センター）長に報告する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、検査に必要な事項は、課（所、館、センター）長が定めることができる。

附 則 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。